

## 令和 8 年度中野市公共施設太陽光発電設備導入事業実施要領

### 1 趣旨

令和 8 年度中野市公共施設太陽光発電設備導入事業実施要領（以下「本実施要領」という。）は、中野市が所有する公共施設等に太陽光発電設備等を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを目的として、PPA 方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 2 事業概要

- (1) 事業名 令和 8 年度中野市公共施設太陽光発電設備導入事業
- (2) 事業場所 「令和 8 年度中野市公共施設太陽光発電設備導入事業仕様書」のとおり（以下「仕様書」という。）
- (3) 事業期間 別添仕様書のとおり。
- (4) 前提条件 本事業は、「令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）」の採択を前提にしており、契約締結は採択・交付決定後に締結する。また、不採択となった場合は、中止又は契約時期の延期及び及び事業規模を縮小することがあることとする。この場合、企画提案者が本公募型プロポーザルのために要したすべての費用については、すべて企画提案者の負担となり、市へ請求することはできない。

### 3 参加資格

- (1) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- (2) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (3) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (4) 本事業と類似の事業履行実績として、過去 3 年度（令和 7, 6, 5 年度）の期間において実績を有すること。

（例）

- ・ 地方公共団体、民間企業等での PPA 事業の採用実績
- ・ 地方公共団体、民間機企業等の所有施設または土地等における、太陽光発電パネルの設置事業の実績等（選定・契約・受注段階も可）
- ・ 公共施設等への再生可能エネルギー設備の設置実績

- (5) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
  - ・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者
- ※ 上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
- (6) 以下のいずれの項目にも該当しないこと。
- ① 契約を締結する能力を有しない者
  - ② 破産者で復権を得ない者
  - ③ 自治体との契約等において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後 3 年を経過した者については、この限りでない。
  - ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
  - ⑤ 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者
  - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者
  - ⑦ 当該自治体競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中にある者。

#### 4 スケジュール

項目	期限等
公告	令和 8 年 3 月 26 日(木)
現場調査	令和 8 年 3 月 26 日(木)～4 月 3 日(金)
質問書提出期限	令和 8 年 4 月 8 日(水)午後 5 時まで
質問書回答	令和 8 年 4 月 10 日(金)
参加表明書・企画書提案書提出期限	令和 8 年 4 月 14 日(火) 午後 5 時まで
選定結果通知	令和 8 年 4 月 17 日 (金)
仕様・協定書の協議及び見積 協定書・契約締結	令和 8 年 4 月中

※スケジュールは、変更となる場合がございます。

#### 5 質疑及び回答

##### (1) 質疑の受付

- ① 受付期間 令和8年3月26日(木)～4月8日(水)午後5時まで
  - ② 提出先 中野市総務部企画財政課政策推進係 ([seisaku@city.nakano.nagano.jp](mailto:seisaku@city.nakano.nagano.jp))
  - ③ 提出方法 任意の様式により、電子メールにて提出
- (2) 質疑への回答
- ① 回答日 令和8年4月10日(金)
  - ② 回答方法 市公式ホームページに掲載
- (3) その他
- ① 電話並びに口頭による質問及び受付期間を過ぎた質問書は受け付けない。
  - ② 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し市から確認の問い合わせを行うことがある。

## 6 現場調査

- (1) 受付期間 令和8年3月26日(木)～4月3日(金)午後5時まで
- (2) 日程調整先 中野市総務部企画財政課政策推進係 ([seisaku@city.nakano.nagano.jp](mailto:seisaku@city.nakano.nagano.jp))
- (3) 調整方法 電子メールにて希望日を連絡後、別途協議の上、市と調整する。

## 7 参加表明書・企画提案書の提出及びヒアリング

- (1) 提出書類及び提出部数
  - ① 参加表明書(様式1) 1部
  - ② 事業者概要調書(様式2/会社パンフレット等も添付可) 1部
  - ③ 業務担当者経歴調書(本要綱3-6に掲げる者の資格証明書を添付すること。  
(様式3) 各1部
  - ④ 業務実績調書(様式4) 1部
  - ⑤ 市税等の納税証明書(証明書は発行から3か月以内のものとする。) 各1部
  - ⑥ 企画提案書(下記を参照) 1部

### 企画提案書の様式等

#### ア 様式等の形式(以下の形式以外は任意)

- ㊦用紙サイズ A4判用紙(縦置き・横置きいずれも可)
- ㊧印刷方法 両面、左とじ、カラー印刷(ウ)文字ポイント 10.5ポイント以上  
(図表等に含まれる文字を除く)

#### イ 表紙に記載する内容

- ㊦「中野市公共施設太陽光発電設備導入事業企画提案書」
- ㊧作成年月日
- ㊨法人名称

#### ウ その他

- ㊦表紙の次ページに目次を付すこと。
- ㊧枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。(製本方法は任意)

※ (1)の①、②は、複数事業者による団体、共同体等で参加する場合、①については、団体、共同体等の名称で提出することとし、②については、団体、共同体等のパンフレットがない場合は、各社ごとに1部ずつ提出することとする。

- (2) 提出期間 令和8年4月14日(火) 午後5時まで
- (3) 提出先 〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号  
中野市総務部企画財政課政策推進係（市役所4階）
- (4) 提出方法 持参又は郵送による（配達証明書留郵便に限る。期間内必着）
- (5) その他
  - ・指定様式によらないもの、必要書類が整っていないもの及び提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。
  - ・提案資格があると認められた者に対し、各施設の図面（屋根伏図・矩計図・単路結線図・電気室図面等）、構造計算書及び、各施設の1年間の電力使用量の30分値、予定使用電力量、現在の電力契約の情報、自家消費料金の参考価格等を提供する。
  - ・参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、担当課へ連絡すること。
- (6) ヒアリング 持参による提出時又は提出後に担当者によるヒアリング（オンライン可）を実施する。

## 7 企画提案書

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

### (1) 事業の実施内容

#### ① 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

#### ② 太陽光発電設備容量

各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力及びパワーコンディショナの最大定格出力）

#### ③ 蓄電池設備容量

ア 各施設における想定設備容量（蓄電池出力及び容量）

※避難所の運営に係る非常用PC、スマートフォン等の電源や、避難所（体育館）の電灯が最低限2日間程度、使用できるような想定容量であること。

イ 設置場所は、屋外想定であるが、現場状況に応じて、市と別途協議の上決定する。

#### ④ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

ア 各施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討にあたっては、全施設合計の自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。

イ 温室効果ガス排出削減量は、全施設における1年間の総量を算出すること。

なお、電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックで定められているkg-CO<sub>2</sub>/kWhを使用すること。

#### ⑤ 設備設置仕様

ア 太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。

※ 設計積雪量を鑑みた内容にて提案を行うこと。

イ 想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955 に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。

※ 太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位  $N/m^2$  又は  $kg/m^2$ ）を記載すること。

⑥ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

ア 非常時・停電時のシステム構成図

イ 非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）

ウ 自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力を提案すること。

⑦ 自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）

ア 単価は事業期間中一定とし、自治体より提示した上限単価をもとに提案すること。単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。

イ 電気料金の概算については、運転期間中における自治体の負担として算出すること（運転期間最長 20 年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと）。

ウ 国補助金等の活用が可能な場合は、当該補助金を活用した場合の額を併せて示すこと。

⑧ 事業シミュレーション

事業期間終了後、自治体が設備の無償譲渡を受けて 10 年間設備を運用すると仮定した場合のシミュレーションを示すこと。10 年間での総発電量及び消費量、CO2 削減量、機器更新費を含めた総コストを含むこと。

(2) 事業実施体制

① 事業実施体制図

② 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

③ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制

④ 代表事業者の経営状況（5 年間）、賃借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等

⑤ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

⑥ 故障、緊急時の対応体制図

⑦ 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること

⑧ 事業実施に関する保証

設備の導入、運転期間中及び撤去までにかかり設定するすべての保証内容

(3) 過去の類似業務実績

実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。(契約が証明できる部分のみの写しで良い)

## 8 契約の締結について

選定した事業予定者と仕様書に基づき詳細を協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について自治体の確認を受けたのち、確定とする。

なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、中野市公共施設太陽光発電設備導入事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において次点とされた者と交渉する場合がある。

## 9 審査及び結果通知

(1) 企画提案書の評価・審査

審査委員会において、令和8年度中野市公共施設太陽光発電設備導入事業審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき提出書類の書類審査により評価するものとする。

なお、プレゼンテーションは実施しないが、提出書類に関する質問をメールまたは電話にて行う場合がある。

(2) 最適候補者の選定

審査委員会は、審査要領に基づき最適候補者及び次点者を選定するものとする。

(3) 審査結果等

① 審査結果は、企画提案者に通知し、後日公表する

② 審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。

③ 参加表明書に基づき参加資格の適格を確認し、資格を有しないと認めた者にはその旨を通知する。

④ 資格を有しないとされた者は、市に対してその理由の説明を求めることができる。

## 10 その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

① 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は自治体に帰属する。

② 提案者は、自治体に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するもの

ではないことを保証するものとする。

- ③ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ自治体に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
  - ④ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、自治体情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
  - (3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
  - (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
  - (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため自治体と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。
  - (6) 提出された書類に関して、市から内容確認の問い合わせ又は追加資料の提出を求められた場合、参加表明者は対応するものとする。
  - (7) 本事業は、環境省の補助金を活用して実施することを見込んでいるため、採択されなかった場合は、事業を中止、又は延期する場合がある。

## 11 失格要件

企画競争参加申請書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき
- (5) その他、審査委員会が不適切と判断したとき。

<評価基準>

	評価項目	評価の視点	配点
1. 技術提案に関する事項	導入設備の内容	・技術提案（設備内容及び容量等）の具体性及び妥当性	5
		・導入予定施設数	5
	二酸化炭素排出量の削減効果	・排出量削減に取り組む提案がなされているか、シミュレーション等は妥当か	5
	災害等、非常時利用の内容 積雪への対応は妥当か	・実用性の高い提案がされているか	5
		・積雪を考慮した提案がされているか	5
	環境への配慮	施設周辺への配慮（騒音・振動対策・安全対策等）は妥当か	5
2. 実施体制	工事遂行能力	・実施体制及び施工スケジュール	5
	業務遂行能力	・メンテナンス計画	5
		・維持、管理等の実施体制	5
	事業実施中のリスク対応	・事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか	5
	事業実施に係る保証	・設備の導入、運転期間中、撤去まで対応できる提案となっているか	5
	長期契約における事業継続性についての保証	・事業継続を保証できる提案となっているか	5
3. 実績	会社概要	・財務状況等について、資金調達に問題がないか（経常利益・黒字年数・自己資本比率）	5
	類似実績	・過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか	5
4. 電気料金（概算単価）		・電気料金がどの程度低減されるか	15
		・自家消費料金単価	15